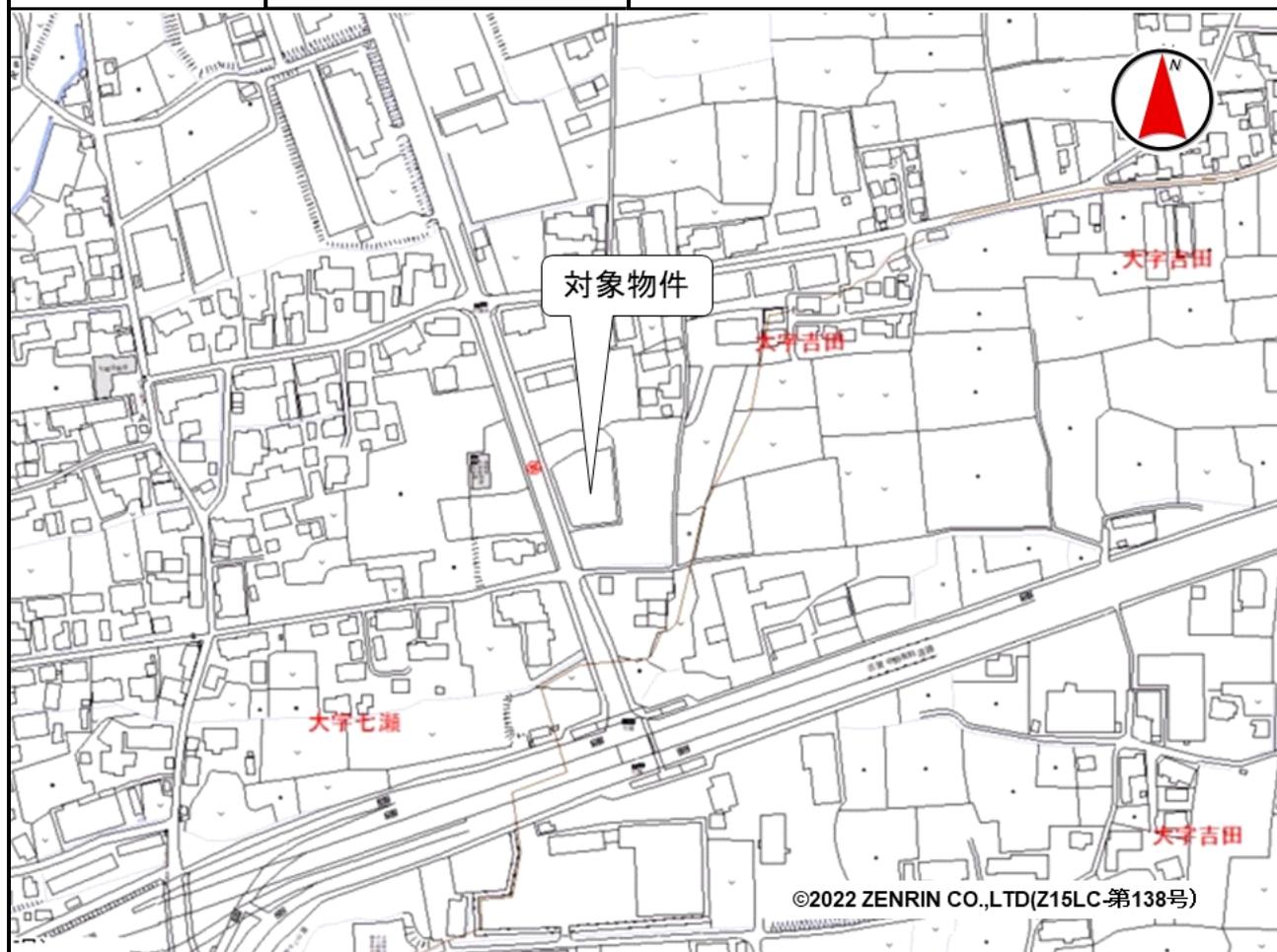


売却区分番号	1780-1		
見積価額	¥3,030,000	公売保証金	¥400,000
財産の表示	<p>1 所在 長野県中野市大字七瀬字屋敷添 116番地2、 115番地3、116番地4</p> <p>家屋番号 116番2</p> <p>種類 店舗</p> <p>構造 鉄骨造アルミニウム板葺平家建</p> <p>床面積 845.96平方メートル</p> <p style="text-align: right;">以上登記簿による表示</p>		
間取り	—	駐車場の有無	—
公法上の規制	<p>区域区分が定められていない都市計画区域 用途地域の指定なし</p> <p>建ぺい率 60% 容積率 200%</p> <p>長野県景観条例</p>		
接道状況	南西側 幅員約12.0メートル 舗装国道 等高接面		
地盤・地勢	おおむね平坦		
使用状況等	<p>1 平成9年頃建築。</p> <p>2 物件所有者が、店舗として使用しています。</p> <p>3 対象物件は、第三者が所有する件外土地上に建築されています。</p> <p>4 件外土地のうち、116番2及び116番4にかかる土地賃貸借契約の内容は次のとおりです。</p> <p style="margin-left: 2em;">基本契約</p> <p style="margin-left: 4em;">契約当事者 賃貸人：第三者A（地主） 賃借人：第三者B 連帯保証人：物件所有者</p> <p style="margin-left: 4em;">契約年月日 2021年6月30日</p> <p style="margin-left: 4em;">契約形態 書面（土地賃貸借契約書）</p> <p style="margin-left: 4em;">使用目的 建物及び駐車場とする普通借地権</p> <p style="margin-left: 4em;">契約期間 2021年7月1日から2031年6月30日</p> <p style="margin-left: 4em;">月額地代 142,000円</p> <p style="margin-left: 4em;">差入保証金 5,000,000円</p> <p style="margin-left: 2em;">なお、月額地代142,000円については、物件所有者が賃貸人に直接支払っています。</p> <p>5 件外土地のうち、115番3にかかる土地賃貸借契約の内容は次のとおりです。</p> <p style="margin-left: 2em;">当初契約 平成30年10月20日</p> <p style="margin-left: 2em;">契約形態 書面（土地賃貸借契約書）</p> <p style="margin-left: 2em;">使用目的 駐車場</p> <p style="margin-left: 2em;">解約通知 令和6年3月31日</p> <p style="margin-left: 2em;">合意書 令和6年4月6日</p> <p style="margin-left: 2em;">合意内容 契約違反で構築された建物の一部を取壊し、更地にして明け渡すこと。</p> <p style="margin-left: 2em;">契約解除の翌日から明け渡しに至るまでの期間については、月50,000円の使用損害金として賃貸人（第三者C）</p>		

売却区分番号	1780-1						
見積価額	¥3,030,000	公売保証金	¥400,000				
	<p>に支払うこと。 不履行時は、隣地土地所有者（第三者A）に預託していた保証金から債務控除後の残額の請求権を賃貸人（第三者C）に譲渡すること。</p>						
管理状況等	—						
特記事項	<p>1 公売後の底地の利用に関しては、土地所有者と別途協議してください。 2 対象物件は、土地利用権（使用借権）付建物として評価しています。 なお、見積価額の内訳は以下のとおりです。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>対象物件（建物）</td> <td>2,830,000円</td> </tr> <tr> <td>土地利用権（使用借権）</td> <td>200,000円</td> </tr> </table>			対象物件（建物）	2,830,000円	土地利用権（使用借権）	200,000円
対象物件（建物）	2,830,000円						
土地利用権（使用借権）	200,000円						
住居表示等	長野県中野市大字七瀬116番地2						
最寄駅等	長野電鉄 長野線 信州中野駅 北西方約1.6キロメートル						
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。						
留意事項	<p>公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公売財産の面積等は公簿上によるものです。あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。 2 公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（国）は、担保責任等を負いません。 3 執行機関（国）は、公売財産の引渡しの義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うこととなります。 4 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。 5 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っていません。 						

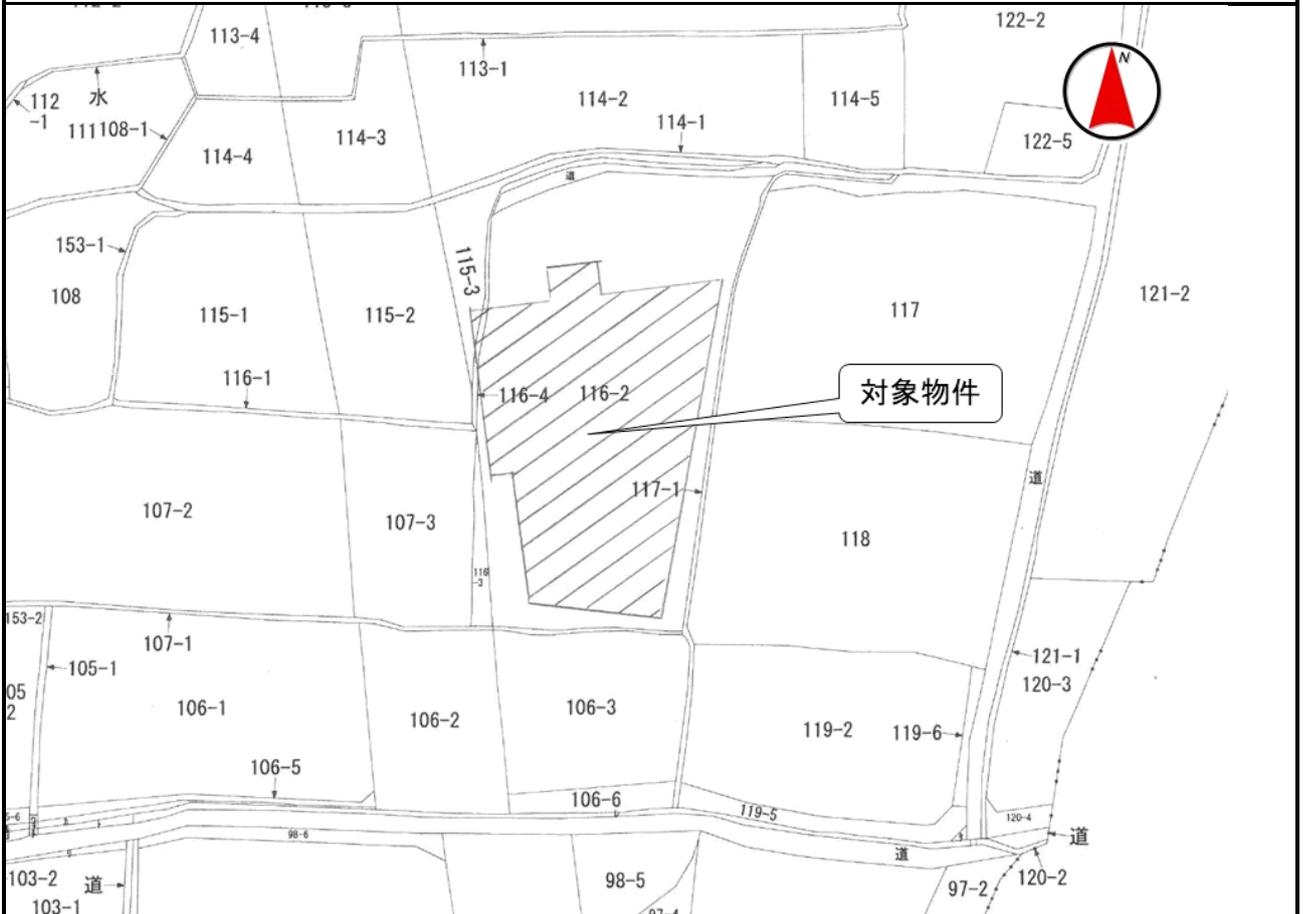
売却区分番号

1780-1



売却区分番号

1780-1



売却区分番号

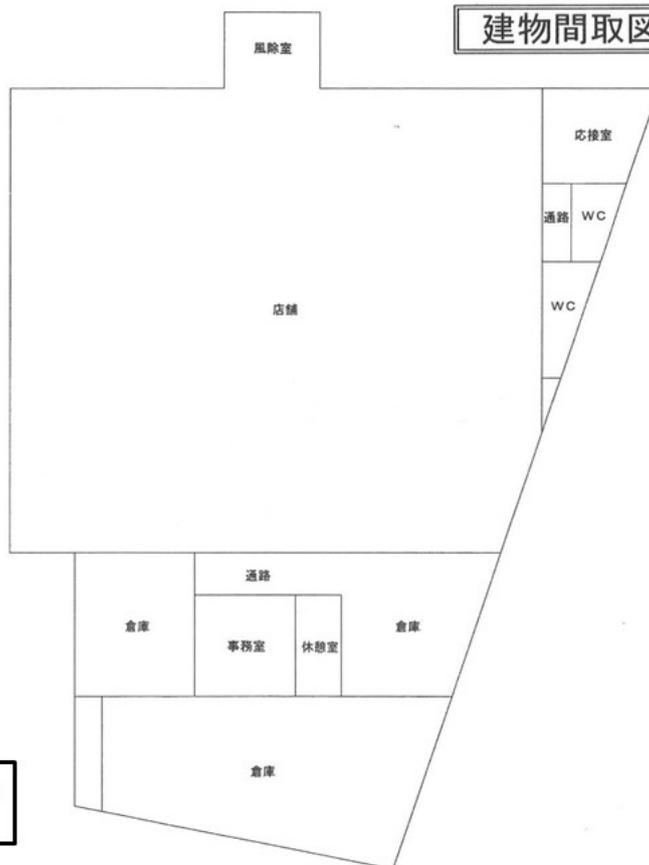
1780-1



売却区分番号

1780-1

建物間取図



間取りの概略を示すものであり、現況と異なる場合があります。